

(8)

國
機
密

對葡領「チモール」作戰ニ伴フ對葡外交借債ノ件

外務部ノ
第
九
號

連絡會議決定案
昭和十七年二月六日

對葡領「チモール」作戰ニ伴フ自衛上帝國カ葡領「チモール」ニ作
戦スルコトアリトスルモ事前ニ葡國政府ニ對シ葡領「チモール」ノ
英領軍撤退方ヲ更ニ要求スルカ如キ外交借債ヲ採ラサルモノトス。
但シ葡領「チモール」ヘノ進入直前葡領ニ對シ適宜通告ヲ行フト共
ニ葡領「チモール」ニ對スル兵ノ主權尊重ヲ申入ルルモノトス

備考

葡方中立的態度ヲ保持スル限リ澳門ニ對シテハ現在ノ態度ヲ
維持スルモノトス

B 1.7.0.0 - 52

96

H.K. Kooloon 通貨
最近 軍需に、建省+此
困難、通貨の力
在り、指主トシ、H.K.
の係取
H.K. 1:2

B 1.7.0.0 - 52

95

ニ備則ヘノ申入ト同時ニ御伊ニ對シテモ必要ニ應シ適宜説明ス
ルモノトス

ニ我方進人前ニ英領軍ガ備領「チモール」ヨリ全面的ニ撤退シ
アルヲ確認セル場合ノ措置ハ別ニ定ム

ニ備則ヘノ申入ニ當リテハ「目爾上」ノ目的達成ノ上ハ速ニ兵力
ヲ撤收スベキ旨ヲ併セ通告ス

ポルトガル領事館事情

外務省
歐亞局

目次

第一	位置、面積、氣候	一
第二	住民	二
第三	歴史、政治、財政	四
第四	産業	五
第五	貿易	八
第六	交通、通信	八
附録	南洋興發株式會社	一

S 1.7.0.0 - 52

99

オルトカール領事事情

第一 位置、面積、氣候

一 位置、面積

南緯八度三十六分二十秒、東經百二十五度三十五分、オルトカール島の東半ヲ占メオーストラリアノ北西三百四十海里ニ在リ、オーストラリアノ西南四百海里ノ地點ニ位ス。東四百海里、南北八十海里ニシテ面積一萬九千平方海里、我國ノ四圍ト略同面積ナリ。

二 氣候

オーストラリアニ支配セラレ卓越風ハ五月―十月迄南東風、内七月―十月ハ乾燥風ナルモ他ノ期間ハ南海岸ヲ濕潤ナラシメ、十一月―四月ハ西風又ハ南西風ニシテ中央山脈ノ兩側ニ大体等分ニ

S 1.7.0.0 - 52

100

大雨ヲ注ク。

第二 住民

一 人口 (千九百三十二年總督府調査)

總人口 四六〇五八八 (方等山富二四・三)

内 土 人 四五六七三三 (パプアニ近クドソウイダノ血ヲ混

シ瘦身、膚色暗赤褐色、智能ノ程度

低シ)

二 白人 五一〇 (内オランダ人約四九〇、官吏、

僧侶、農園主、流刑人、他ニイキリ

三 アシヤ人 二五八七 (インド人、アツビア人、支那人、

何レモ商人、支那人ハ主トシテ廣西

出身) 四 黒 人 一五八一 (オランダ人出身兵卒)

S 1.7.0.0-52 100-1

2

混血人 六一〇 (下級官吏、農園商店従業員)

二 邦人在留者 (昭和十七年一月末現在)

南洋興發株式會社及大日本航空株式會社關係者 一三名

其ノ他ニ難破船南榮丸 (南洋艦所有船ニシテ豫洲 一四名
機ニ墜沈セラレタルモノ) 乗組員

三 王ナル市邑

首府サイリハ人口約二千、唯一ノ開港場ニシテ其ノ他マラツ

ツ、パプア、マラツ等處テ北岸ニ在リ。

第三 歴史、政治、財政

ナニル島ハ千八百五十九年四月ノ協定ニ依リオランダ領トシ

テシテ領トニ二分ナレ、其ノ後更ニ千九百四年十月ノ協定ニ依

3

S 1.7.0.0-52 101

リ領土ノ交換行ハレ、衆議百二十五席以聚ルカ、ルカガルカ、以西
 ヲオラシクテ、定メラレ且ア、ルカノ地方ガルカガルカ、ルカガ
 ルモノニシテ、ルカガルカガルカ、ルカガルカガルカ、ルカガ
 ルモ千八百九十六年以來、事實上獨立ノ殖民地ト爲リ、千九百二十六
 年正式ニ確立セラレ、現在ハ本國政府任命ノ監督ニ依リ統治セラル。
 自給自足の殖民地ノ建設ヲ目指シ、本國政府ノ方針ニ基キ漸次自主
 的耕地的政策ヲ採ル。殊ニ外國人ハ不動産ニ關スル權利取得ニ
 必ズ殖民大臣ノ許可ヲ要シ、入國許可制ヲ採ル他、入國税百パーセント
 保證金二十ポンド、歸國旅費ノ積立及獨立企業者ノ場合ニハ最低
 五千ポンドノ銀行預金ヲ必要トス。政府歳出入ハ年額二百萬ポ
 ンド前後ナリ。

第四 産業

一 農業

農業資源開發ハ未ダ比較的進マス。農園生産物トシテ、薯芋ニ
 足ルモノハ年産一万五千乃至二万トシ、ルカノ胡椒、一万五千トシ
 ルノ米及一千トシ、ルカノ程度ノコメニ違キス。土人ノ生産物トシテ
 モ約一万五千トシ、ルカノコメ、若干ノ棉花、玉蜀黍、カカオ
 輸出ニ振向ケラルルノミ。

然レトモ其ノ潜在的資源ニ付テハ充分ノ注意ヲ拂フ價値アリ。
 特ニ南海岸ノ氣候、土壤、勞働力等ノ諸條件ハ農園生産物トシ
 テノコメ、ゴム、烟草、胡椒、ココナツ等、並ニ土人生産物トシテ
 ノ玉蜀黍、米、棉花、サイザル等有望視セラル。殊ニ南海岸ニ

於ケル可耕地ハ通常草原又ハ矮林地ニシテ全然森林地ノ開墾ヲ
必要トセサル爲熱帶農業地ニ於ケル他ノ場合ニ比シ開墾費カ遙
ニ廉價ナルコト、又地方的勞賃ノ低率ナルコトカ食糧生産ニト
リ甚シキ好條件ヲ具備セルコト等ニ基キ最少ノ生産費ヲ以テア
ラユル栽培作業ヲ行ヒ得ルコト等注意ヲ要ス。

ニ畜産業、林業

- (1) 馬匹推定頭數七万五千、豚十二万三千、水牛十二万七千、
山羊、十四万七千、乳牛千五百
- (2) 白檀香木(サンダール)ノ如ク市場價值ヲ有スル木材ハ東
部ニシテ地方官有林ノミニ産スルモ仰ニトキワ等ノ如ク、ニ
シテ、竹、蕎麥樹等アリ

ニ鑛業

頁岩、砂岩、石灰岩等ノ建築用材ニ富ム外、マナツツ西方ノク
ローム鑛、マンガン。ドミンゴス郡内ノ銅鑛、マンガン鑛(年
産約一千トン)ヲガ東北方ノ湖鹽等アルモ、就中注意スヘキハ
金及石油ナリ。

- (1) 金 中央分水界南斜面マシフアイ地方ニ豐富ナル埋藏量豫想
セラル。此ノ地方ニ發スルスエ、南ヲ多田、シレル諸河ノ
河床表層ヨリ土人カ原始的方法ニ依リ採集スル砂金スラ金
粒粗大ニシテ十グラムヲ超ユルモノ尠カラス。

(2) 石油 油兆地ハ南海岸各地、マダ。ピア地方、プアラウ河上
流地方等ニシテ何レモ三疊紀石灰岩、砂岩及頁岩層ヨリ成

(イ)海上交通

A、唯一ノ閉港場アイリハ幅員約十五哩ノオンハイ海峡ニ臨ミ風波ニ安至ナル小湾ニシテ幅員二百メートルノ水道二箇ニヨリ外海ニ通ス。五百メートル平方程度ノ狭小ナル地ヲ有シ総トン数三千トン前後ノ船舶ハ碇泊可能ナリ。棧橋前ニハ五百トン程度ノ船舶ヲ横付セシム。外海ハ西又ハ南西ノモンベーン時以外概シテ平穏ナリ。他ニ良好ナル港湾ナシ。

B、オランダ王立汽船會社（略稱K.P.M）カ千五百トン級貨客船二隻ヲハラバヤ（四週一回）及マカツツル（二週一回）ノ定期航路ニ配船スル他、昭和十一年以來南洋興發社船ぬ

(ハ)航空路

乾季ニハオランダ領シロパン、デイリ間四百八十キロメートルノ交通可能ト爲ルモ利用價值少ナシ。

(ロ)陸上交通

ス丸（二百四十トン）ハバラオトノ間ニ年十二回程度ノ不
定期航海ヲ行フ。

區	間運航回数	經營者	使用機
デイリ〜シロパン	週一回	オランダ領シロパン（ <small>（除的ニハ）</small> K.N.I.L.M.）	デハツイライ陸上機
國領インドデイリ〜オーストラリア	二週一回	オランダ航空會社	シオットラバヤ飛行艇

(一) 通信

最近郵便物ハ必ス航空便ニ依ラシムルコトトセル爲爾儀イン
ド、オーストリアニ於テ間接ニ檢閲セラルルコトト爲ル。
ドイツー無電局ハタイパン、澳門兩局經由各地ト連絡ス。
ニ島内ノ交通通信

(イ) 沿岸航路ハ官營トシオクシ號(八十六トツ)ニ依ル。但シP、M船ハ各地ニ寄港ス。

(ロ) 陸上交通 乾季ニ於テ輕貨物自動車ヲ通スル道路ノ延長約九
百マイルトル北岸ヲ東西ニ貫通スル他、中央部ニ一條、西
部ニ二條南海岸ニ達スルモノアリ。輸送機關トシテハ矮馬
擔夫ヲ用ス。鐵道ナシ。

(ハ) 洋信 千九百三十六年ニ於ケル有線電話ノ延長千六百五十六

マイルトルナリ。

第七 我乃ハオーストリアトノ關係今後益々密接ナルヘキヲ見越シ昭和

十六年十月十八日オーストリアニ領事館ヲ開設シ現在領事館係著

本領事夫妻以下七名同地ニ滞在シ居ルリ

尙日本オーストリア間定期航空ハ十一月二十五日之カ第一便ヲ實施シ

タルノミナリ

附録 南洋興發株式會社

オーストリアニ活動スル邦人會社トシテハ南洋興發ノミ。其ノ投資

額ハ三百萬圓ニ達ス。

同社ハ昭和十二年九月同島ノ代表的會社S・A・P・Tト合辦

シテ日露米トガ合辦會社S・A・P・Tヲ設立シ更ニ露米ト
 對英政府ノ要望ニ依リ昭和十四年十月露米トガ英國立海外
 銀行(B・N・U)ヲ加入セシメテ其ノ資本金ヲ二百萬パ
 (邦貨二百十萬圓)ニ増資セルカ出資金ノ割合ハ南興四〇%
 外ニ二百萬圓ノ權利金ヲ出資)泰S・A・P・T五二・五%、
 B・N・U七・五%ト爲リ附ルモ南興ハ實質上過半數ノ議決權
 ラ獲得セリ。

向社ノ事業ハ土地開拓、移民ノ入殖、棉花、珈琲、ゴム其ノ他
 ノ農企業、礦物資源ノ開發及貿易ナリ。

對葡領「チモール」作戰ニ伴フ對葡措置ノ件

一、對葡領「チモール」作戰ニ伴ヒ自衛上帝國カ葡領「チモール」ニ作
戰スルコトアリトスルモ葡領ニアル英海軍ノ

(A案) 掃蕩後ハ葡側ニシテ中立ヲ保障スル限リ帝國軍隊ハ該地
域ヨリ撤退スルモノトス

(B案) 掃蕩後同地ヨリ帝國軍隊ヲ撤退セシムヘキヤ引續キ作
戰地トシテ使用スヘキヤハ葡側ノ態度及其他當時ノ情勢
ニヨリ之ヲ定ム

ニ、企圖秘匿上事前ニ葡國政府ニ對シ葡領「チモール」ノ英海軍撤退

艦を其他に
使用しなす
了

方ヲ更ニ要求スルカ如キ外交措置ヲ採ラサルモノトス

三、葡領「チモール」ヘノ地上部隊ノ進入直前葡側ニ對シ適宜通告ヲ行

フト共ニ葡領「チモール」ニ對スル其主權尊重並ニ「葡側ニシテ中
立ヲ保障スル限リ自衛上ノ目的達成ノ上ハ速カニ兵力ヲ撤收スヘキ」
欲土傳全

旨ヲ申入ルルト共ニ進入直後帝國政府ハ右ノ趣旨ヲ聲明ス

(B案ノ場合ハ聲明ノ際前記「葡側ニシテ中立ヲ保障スル限リ自
衛上ノ目的達成ノ上ハ速カニ兵力ヲ撤收スヘキ」ヲ除ク)

B案ノ
主權を
尊重スル
限リ自衛
上ノ目的
達成ノ上
ハ速カニ
兵力ヲ撤
收スヘキ

註

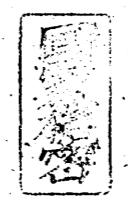
(1) 葡カ中立的態度ヲ保持スル限リ澳門ニ對シテハ現在ノ態度ヲ維持
スルモノトス

(2) 獨伊ニ對シ必要ニ應シ適宜説明スルモノトス
(3) 葡領「チモール」ニ進入スル場合ニ於テ帝國軍隊ハ極力奮軍テ
敵側ニ總サザルニ努ムルモノトス

他色紙ノ中入

日、葡、伊、三國、出、兵、同、連、夜、
三口、乘、船、加、入、同、三、兵、軍、協、立、同、係、中、

車正るセリ
おのオミミハハカミ



昭和一七 下 二八
連絡會議決定(一案)

對蘭領「チモール」作戰ニ伴フ對葡措置ノ件

一、對蘭領「チモール」作戰ニ伴ヒ自衛上帝國カ葡領「チモール」ニ作

戦スルコトアリトスルモ葡領ニアル英海軍ノ

(A案)掃蕩後ハ葡側ニシテ中立ヲ保障スル限リ帝國軍隊ハ該地

域ヨリ撤退スルモノトス

(B案)掃蕩後同地ヨリ帝國軍隊ヲ撤退セシムヘキヤ引續キ作戰

基地トシテ使用スヘキヤハ葡側ノ態度及其他當時ノ情勢

ニヨリ之ヲ定ム

ニ企圖秘匿上事前ニ葡國政府ニ對シ葡領「チモール」ノ英海軍撤退

方ヲ更ニ要求スルカ如キ外交措置ヲ採ラサルモノトス

三、葡領「チモール」ヘノ地上部隊ノ進入直前葡側ニ對シ適宜通告ヲ行

フト共ニ葡領「チモール」ニ對スル其主權尊重位ニ「葡側ニシテ中

立ヲ保障スル限リ自衛上ノ目的達成ノ上ハ速カニ兵力ヲ撤收スヘキ

旨ヲ申入ルルト共ニ進入直後帝國政府ハ右ノ趣旨ヲ聲明ス

註

(1)葡カ中立的態度ヲ保持スル限リ澳門ニ對シテハ現在ノ態度ヲ維持

スルモノトス

(2)露伊ニ對シ必要ニ應シ適宜説明スルモノトス

(3)葡領「チモール」ニ進入スル場合ニ於テモ帝國軍隊ハ極力葡軍ヲ

敵側ニ廻サザルニ努ムルモノトス

昭和一七、二、二
連絡會議決定(案)

對蘭領「チモール」作戰ニ件ヲ對葡措置ノ件

一、對蘭領「チモール」作戰ニ件ヒ自衛上帝國ハ葡領「チモール」ニ作
戰スルコトアリ

而シテ葡領ニアル英濠蘭軍ノ掃蕩後ハ葡側ニシテ中立ヲ保障スル限

リ帝國軍隊ハ該地域ヨリ撤退ス但シ葡側ノ態度及全般作戰ノ情勢上已

ムヲ得ザル場合ニハ引續キ作戰基地トシテ使用スルコトアルベシ

ニ企圖秘匿上事前ニ葡國政府ニ對シ葡領「チモール」ノ英濠蘭軍撤退

方ヲ更ニ要求スルカ加キ外交措置ヲ採ラサルモノトス

帝國軍ハ該地域ヨリ撤退ス但シ葡側ノ態度及全般作戰ノ情勢上已ムヲ得ザル場合ニハ引續キ作戰基地トシテ使用スルコトアルベシ

三、葡領「チモール」へノ地上部隊ノ進入直前葡側ニ對シ適宜通告ヲ行フ
ト共ニ葡領「チモール」ニ對スル其領土保全竝ニ葡側ニシテ中立ヲ嚴
守シ且我自衛上ノ目的達成ノ上ハ速カニ兵力ヲ撤收スヘキ旨ヲ申入ル

ル共ニ進入直後帝國政府ハ右ノ趣旨ヲ聲明ス

以進入前英葡軍ノ撤退シアルヤ否ヤ不明ナル場合ハ差當リ豫定ノ如ク作

戰スルモノトシ進入後英葡軍ガ撤退シアルヲ確認セル場合ノ處置ハ第

一項ニ據ル

註

(1) 葡カ中立的態度ヲ保持スル限リ澳門ニ對シテハ現在ノ態度ヲ維持ス
ルモノトス

(2) 獨伊ニ對シ適宜説明スルモノトス

(3) 葡領「チモール」ニ進入スル場合ニ於テモ帝國軍隊ハ極力葡軍ヲ敵
側ニ廻サザルニ努ムルモノトス

6 1.7.0.0 - 52 120

REEL No. A-1214

アジア歴史資料センター